

米原市自治基本条例推進委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米原市自治基本条例推進委員会公開要綱(平成19年米原市告示第214号)第7条の規定に基づき、米原市自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所および氏名を米原市自治基本条例推進委員会傍聴人受付簿(様式第1号)に記入しなければならない。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器および棒、その他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗およびのぼりの類を携帯している者
- (3) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機および映写機の類を携帯している者(第5条ただし書きにより、会長の許可を得た者を除く。)
- (4) 笛、ラッパおよび太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他、会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 小学生以下の者は、傍聴することができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) ハチマキ、腕章、たすき、リボン、ゼッケンおよびヘルメットの類を着用し、または張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為はしないこと。
- (4) 飲食および喫煙をしないこと。
- (5) 傍聴中は携帯電話の電源を切ること。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為または他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他、会議の秩序を乱し、または妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影および録音の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映写機等で撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制し、その命令に従わないときは退場させることができる。

付 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年度 第 回米原市自治基本条例推進委員会傍聴人受付簿

年 月 日

番 号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		